

# ミズノマルチスポーツスクール

スポーツとあそぼう。

# MISPO!

## 規約

2026年4月改訂



## ミズノマルチスポーツスクール MISPO! 利用規約

本規約は、美津濃株式会社及びミズノスポーツサービス株式会社（以下「ミズノ」「MSS」といいます。）が運営する、またはミズノ・MSSが運営する管理施設もしくは第三者と連携して運営するミズノマルチスポーツスクール MISPO!（以下「本スクール」といいます。）をご利用していただくにあたり、本スクールに入会くださった会員様（本規約所定の手続きを経て契約を締結された方をいい、以下「会員」といいます。）との基本的小お約束事項を定めたものです。必ず、入会前にご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本スクールの実施場所（以下「会場」といいます。）毎に定める規約に本規約と異なる定めがあるときは、会場毎の規約を優先し適用いたします。

### 第1条(入会資格)

本スクールへ入会できる者は、下記の各号に該当する者とします。

- ① 小学校1年生～3年生以下の者。
- ② ミズノマルチスポーツスクール本規約を承諾し、入会を希望する者。
- ③ 医師から運動を禁止されていない者、または伝染病などに罹患していない者。
- ④ 暴力団等、反社会的行為を犯す恐れのある団体等に関係していない者。

### 第2条(会員資格の取得)

会員になろうとする者は、所定の申込方法により本スクール開催校の承認を得た上で、本スクールの定める所定の費用等を支払うものとします。その手続きが完了した時、本スクールとの間に利用契約が成立し、諸施設利用権を取得し会員となります。

### 第3条(会員区分)

- ① 会員は「ミズノマルチスポーツスクール MISPO!会員」に属し、プログラムスケジュールにて定めた各クラス実施時間にてMISPO!でのレッスンを受講できます。
- ② 会員の施設利用範囲、条件、特典については、MISPO!事務局が定めるものとします。

### 第4条(未成年者の取り扱い)

未成年者（20歳未満）が会員になろうとする時は、親権者が同意し署名した上、申し込むものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

### 第5条(会費)

- ① 会費の額、支払い時期および支払い方法は本スクールが定めるものとします。
- ② 会員は、会費を本スクールの受講の有無にかかわらず所定の方法により支払うものとします。
- ③ 会員の自己都合による欠席に伴う会費の返還はしません。※欠席に伴うスクールの振替はいたしません。

### 第6条(諸規則の遵守)

会員は、本スクール諸施設を利用する場合、本利用規約、施設規則等を守らなければなりません。

### 第7条(傷害保険)

本スクール中に身体上の傷害を受け、かつそれが本スクールの指示に従っていたと認められる場合に限り、運営管理者が加入している傷害保険を適用し、引受保険会社の保険約款等に従い、保険金が支払われるものとします。

### 第8条(損害賠償責任免除)

本スクールの施設利用中に生じた会員の人的、物的事故について、本スクールはその原因に責がある場合を除き、一切、損害賠償の責を負いません。

## 第9条（会員の損害賠償責任）

会員が本スクール受講中、自己の責に帰すべき事由により、施設及び運営管理者または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害の責に任ずるものとします。

## 第10条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当した時は会員資格を喪失します。

- ① 会員本人の都合による退会の申出を本スクールが承認したとき。
- ② その他の会員については会員本人が死亡したとき。
- ③ 本規約及び施設利用規則に基づいて除名されたとき。

## 第11条（契約解除権）

本スクールは会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員の資格を一時停止または本スクールの受講を解除できます。

- ① 会費及び諸料金、費用の支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの催促に応じないとき。
- ② 1度もご利用が無い月が2ヶ月継続したとき。
- ③ 本スクールの名誉を毀損、または他の会員に迷惑となる行為があると施設が認めたとき。
- ④ 本スクールの運営または施設の運営に支障をきたしたとき。
- ⑤ 故意に本スクールの施設、設備を破損したとき。
- ⑥ 本規約およびその他の諸規則に違反したとき。
- ⑦ 本スクール内において営利を目的とした商行為を行ったとき。

## 第12条（休会）

会員は、長期出張および傷病など、その他やむをえない理由によって休会する場合、以下の条件のもとに、本スクールが定める期日までに所定の書面により休会届を提出することで本スクールを休会することができます。休会は1ヶ月毎とし、月途中からの休会はできません。

- ① 休会は、1ヶ月以上最長3か月まで可能です。3か月を経過すると自動的に退会となります。
- ② 会員が所定の休会届をスクールに提出してください。口頭での受付は行っておりません。
- ③ 休会期間中は、本スクールをご利用いただくことはできません。
- ④ 休会する会員は、本スクールに所定の休会費（1,100円/月）を支払うものとします。
- ⑤ 休会期間中であっても、会員が復会の手続きをすることにより、当該手続きを行った日から復会することができます。ただし、復会から2ヶ月間を経過するまでは再度の休会の手続きを行うことができないものとします。

## 第13条（退会）

① 会員は、退会する場合、本スクールが定める期日までに所定の書面により退会届を提出することとします。本スクールは退会手続きが完了するまでの会費を請求する権利を有します。

- ② 月途中での退会はできません。
- ③ 一度退会されると、再入会の際には再度入会手続きが必要になり、入会金をお支払いいただくこととなります。

## 第14条（施設の閉鎖）

ミズノ・MS Sは次の場合、本スクール施設の全部、または一部を閉鎖することができます。

その場合、当該閉鎖により法令の定め、または本スクールが認める場合を除き、支払われた会費等の料金は原則返還いたしません。

- ① 天災・地変、その他の理由により施設の利用が不可能と認められる場合。
- ② 経営上、重大な理由がある時。
- ③ 施設の大型修繕や設備故障等でやむを得ない事由が発生した場合。

④ 施設の機器メンテナンスによる臨時休業。

ただし、本スクールの事由により休業する場合は、その旨を事前に施設内に提示します。

#### **第15条（未払い金の請求）**

本スクールは、本規約によるスクール受講契約が終了した後も、会員の会費等の未払い金を請求できます。

#### **第16条（諸費用の変更）**

本スクールは、所定の手続きをもって社会経済情勢の変動に応じて、本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を変更することができます。

#### **第17条（本スクールサービスの変更）**

ミズノ・MSSは、本スクールサービスを変更することができます。本スクールサービスを変更する場合は、館内掲示、会員様宛にメール、文書等で告知するものとします。

#### **第18条（変更事項の届出義務）**

① 会員は、届出住所連絡先等、入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかに本スクールに届け出ることとします。

② 会員は、休会・退会等、変更がある場合は、スクール運営施設が指定する期日までに手続きしなくてはなりません。

\*各施設が発行する別添規約を参照ください。

#### **第19条（個人情報の保護）**

本スクールは、保有する個人情報を、ミズノのプライバシーポリシー ([https://corp.mizuno.com/jp/legal/privacy\\_policy](https://corp.mizuno.com/jp/legal/privacy_policy)) に従って管理します。

#### **第20条（肖像権）**

会員は、本スクールを利用するにあたり、本スクール利用中にミズノ・MSS または本スクールが撮影する会員の写真または動画（以下「画像等」といいます。）について、ミズノや本スクールの宣伝、出版物などの宣伝告知、キャンペーン活動その他の広告に使用することがあることについて同意するものとします。会員は、前項の画像等の使用（画像等の使用に伴う、取捨選択、光学的創作、加工、変形等を含みます。）について、肖像権その他一切の権利に基づき、クレームなどの異議申立てを行わないことを保証します。

#### **第21条（その他）**

本規約を改訂する場合があります。本規約の改訂を実施する場合は、会員へ個別案内をします。改訂後の本規約については、ミズノまたは本スクールが別途定める場合を除いて、個別案内後に効力を発するものとし、会員は、本規約の改訂に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとします。